一般社団法人日本水中スポーツ連盟

感染症予防を踏まえた大会参加時の留意事項

本連盟としては、フィンスイマーの皆さんが健康で安心してフィンスイミングに取り組める環境を提供することに全力で取り組むとともに、大会開催に際しても、出場選手、監督・引率者、協力いただく競技役員の皆さまの安全を第一に運営してまいります。

感染症防止対策を行いながら大会を運営するためには、選手、チームスタッフ、大会スタッフの皆さんひとりひとりの理解と協力が不可欠です。ルール・マナーの順守を徹底し、感染防止に努めていただくようお願いします。

【大会参加にあたって、皆さんに守っていただきたい事項】

（１）各所在地（居住地や勤務地等）の自治体や学校、勤務先等から、移動制限等の要請が出ていないか、確認の上、当日の参加を判断すること。

（２）大会前 14 日間において以下の事項に該当する場合は、出場・来場を見合わせること。

- 37.5℃を超える発熱がある
- 咳、のどの痛みなど風邪の症状がある
- だるさ（倦怠感)、息苦しさ（呼吸困難）がある
- 嗅覚や味覚の異常がある
- 身体が重たく感じる、疲れやすいなどの症状がある
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- 過去 14 日間以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航または当該在住者との濃厚接触がある

（３）健康チェックシート兼誓約書について

- 大会初日 14 日前から毎日検温を行い「健康チェックシート兼誓約書」に記入すること。
- 大会前日に宿泊を伴う場合は、当日の検温が行えるよう各自で体温計を持参すること。
- 大会当日は「健康チェックシート兼誓約書」を入館者全員が持参、提出すること。
  提出できない場合は入館できない。
- 記入漏れ等、記載に不備がある場合には入館を断る場合がある。
- 当日、自身の体調に不安を感じた場合は、来場を控え、勇気を持って棄権すること。
- 必ず団体責任者が選手ならびに協力競技役員の健康状態を確認すること。
- 大会前 14 日間（健康チェックシート記載期間中）に発熱等の症状が出たものの、当日は症状などが無い場合、各自で当日朝の抗原検査、あるいは 72 時間以内の PCR 検査などを実施し、陰性であることの証明を持参の上で来場すること。

（4）マスクについて

・会場施設内では、入水時を除きマスクを着用すること。

・マスクを外したときは、専用ケースまたはポケット等に収納すること。
マスクを外している間は会話を控え、咳やくしゃみが出る場合は、口を肘やタオル・衣類で覆うなど、咳エチケットを徹底すること。

・マスクは水濡れ等で使用できなくなることが予想されるため、必ず予備を持参すること。
また、不要になったマスクはビニル袋等に入れて持ち帰ること（会場内での廃棄は厳禁）。

（5）入場について

・大会当日は、選手・競技役員以外は、引率責任者（監督者）1名のみ入場を許可する。
選手の入場は、自身がレースに出場する日に限る。
保護者等の入場（応援・観覧）はできないので留意のこと。

・入館時に検温を行う。その際に発熱が認められた場合は大会関係者（医務担当等）の指示に従うこと。

・会場内で体調不良となった場合は、近くの大会スタッフに申告し、移動せずにその場で指示を待つこと。（直接救護室やプール事務室等へ行かないこと）

・チームの引率責任者は常に所属選手の体調に注意し、体調不良者を発見した場合は速やかに大会スタッフへ連絡し、指示に従うこと。

・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点において、大会主催者および会場係員の指示に従えない人の入館は許可しない。入館後も退館を命じる場合がある。

・自身の競技終了後、速やかに退館することが望ましい。

（6）更衣室について

・更衣室での着替え時間短縮のため、可能なかぎり水着を着用した状態で来場すること。

・更衣室は更衣のみの使用とし、ロッカー・ドライヤー等の使用は禁止する。
荷物は各自で管理し、更衣室内に放置しないこと。

・更衣中もマスクを着用のこと。

（7）練習について

・ウォーミングアップ、クーリングダウン時に各レーン内で待機する場合や、スタート練習で並ぶ場合も距離を保ち、会話は控えること。

・大きな声での指示やホイッスルの使用を控えること。

・フィン、スノーケル、ビート板、プルブイ等の用具の他者との貸し借りを行わないこと。

（8）その他

・チームで集合しての会場施設内でのミーティング等は禁止する。

・ゴミは各自で用意したビニル袋に入れて密閉管理し、各自責任をもって持ち帰ること。
施設内のゴミ箱に捨てないこと。

・退館後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、団体責任者から連盟事務局に対して、濃厚接触者の有無等について速やかに報告すること。